## 開設手続きの流れ・提出書類(美容)

## 事前相談

構造設備、その他について、図面等を持参のうえ、事前にご相談ください。



届出には下記の書 類が必要です。 施設検査までの日

数に余裕をもって

届出してください。

## 施設の検査

施設が完成したら、 保健所の職員が設 備基準等に適合し ているかどうか検 査します。



保健所長の確認を受けると確認済証が交付されます。

確認を受けた後、開設できます。



## 美容所開設届

構造及び設備の概要、施設の平面図、従業員名簿

美容師の免許証

\*本証をご提示ください。

勤務する美容師の医師による診断書

- \* 結核・伝染性皮膚疾患の有無についての診断が必要です。
- \*発行後3か月以内のものをご提出ください。

管理美容師の講習修了証

- \*美容師が複数人勤務する場合に必要です。
- \*本証をご提示ください。

検査手数料 24,000 円

開設者が法人の場合、法人の登記事項証明書

\*発行後6か月以内の原本をご提示ください。

開設者が外国人の場合、住民票の写し

\*住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等が記載されたものに限ります。